

船橋市医療的ケア児在宅レスパイト(家族の休息)事業に関する Q&A

令和 8 年4月作成

目次

1. ご家族の方および訪問看護事業者向け(2~3ページ)

- Q1 …対象サービス
- Q2 …助成対象経費
- Q3 …助成対象となる医療的ケアの内容
- Q4 …自宅以外でのサービス利用
- Q5 …利用可能時間
- Q6 …利用可能時間の繰り越し
- Q7 …医療保険適用後以外での利用
- Q8 …自己負担額の支払い方法
- Q9 …複数人の看護師による看護の場合の助成額
- Q10 …複数人の医療的ケア児に対する看護の場合の助成額
- Q11 …訪問看護事業所を通じて申請する理由
- Q12 …複数の訪問看護所でのサービス利用

2. 家族の方向け(3~4ページ)

- Q13 …氏名・住所等が変わった場合の手続き
- Q14 …利用登録の更新
- Q15 …資格喪失の場合の手続き
- Q16 …利用決定通知を紛失・汚損した場合

3. 訪問看護事業者向け(4~6ページ)

- Q17 …協定締結(事業所登録)について
- Q18 …サービス利用方法のイメージ
- Q19 …サービス助成額のイメージ
- Q20 …助成額の算出方法
- Q21 …サービス提供時間が1時間に満たなかった場合(容態急変時など)
- Q22 …土日祝・夜間のサービス提供
- Q23 …長時間訪問看護加算を利用している場合
- Q24 …助成対象外費用(交通費等)の請求
- Q25 …助成費の請求方法

I. ご家族の方および訪問看護事業者向け

Q1. 事業案内(チラシ)に、「家族の代わりに医療的ケア等を行った場合に、その費用の一部を市が助成します」とありますが、具体的にどのようなサービスが対象となりますか。

A. 船橋市と協定を締結した訪問看護事業者の看護師が、医療的ケアを必要とするお子様のご自宅を訪問し、医療的ケアと見守りを行います。対象となるサービスは、看護師が普段行われている医療的ケア(例:人工呼吸器管理や経管栄養、吸引など)や、療養上の世話(例:排泄介助、体位交換など)となります。

Q2. 助成の対象になるのは、どのような経費ですか？

A. 訪問看護事業者の看護師が、医療的ケアを必要とするお子様を対象に家族に代わって行う訪問看護のうち、医療保険の適用となる訪問看護の時間を除いた部分です。つまり、医療保険が適用とならず、全額利用者負担となる経費です。

Q3. 助成の対象になる医療的ケアの内容を教えてください。

A. 現時点では気管切開、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引、酸素療法や経管栄養、導尿などを想定しておりますが、それ以外の医療的ケアについても、医師の訪問看護指示書の内容等を確認しながら総合的に判断し、対象とする可能性があります。上記の医療的ケア以外を受けていて、制度の利用を希望される方は、申請前にあらかじめご相談ください。

Q4. 自宅以外の外出先や学校でも利用できますか。

A. 病院受診の付き添いや、遠足や校外学習等の学校行事において、学校看護師の付き添いが確保できない場合などを想定しています。

なお、訪問看護にかかる交通費、駐車場代、食事代などは利用者と訪問看護事業者との取り決めによるものとします。また、学校等における訪問看護の提供については、通学されている学校等に利用の可否について事前にご相談ください。

Q5. 利用できる時間数に制限はありますか。

A. 医療的ケア児1人につき、1年度(4月1日から翌年3月31日まで)あたり、48時間を上限とします。1日に1回までの利用で、1回あたりの利用時間は1時間以上となります。1回あたりの利用時間の上限はありません。

Q6. 1年度の利用時間が上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰り越してできますか。

A. 次年度への繰り越しはできません。

Q7. 医療保険が適用される訪問看護が入る日以外で、単独でこの事業を利用可能ですか。

A. 本事業は、ご家族の休息時間をできる限り長く確保することを目的としており、通常の訪問看護に連続して利用いただくことを基本としています。

ただし、通常の訪問看護を実施しない日であっても、きょうだいの行事参加などのために利用を希望される場合を想定し、単独での利用も可能とします。

Q8. 自己負担額は誰に支払えばよいですか。

A. 1時間あたり300円（1時間を超える利用は、30分ごとに150円加算）を、サービスの利用後に訪問看護事業者へ直接お支払いください。

なお、生活保護世帯および市民税所得割非課税世帯の方は、自己負担はありません。

Q9. 入浴介助などで、同時間に複数人による訪問看護を行った場合、複数人分の費用を助成してもらえますか。

A. 本事業では、対応者数ではなく、時間数に応じた助成となっております。そのため、複数人による訪問看護が行われた場合でも、助成額は同額となります。

Q10. 1家庭に複数人の医療的ケア児がおり、1人の看護師が同時間に複数人の看護を行った場合、複数人分の費用を助成してもらえますか。

A. 本事業では、医療的ケア児1人に対する時間数に応じて助成を行うため、それぞれの医療的ケア児に適正な看護が提供されていれば、1人の看護師が同時間に複数人の看護を行った場合でも、複数人分の費用を助成します。

Q11. 申請、決定、報告の際、なぜ訪問看護事業者を経由するのですか。

A. 本事業には、医療的ケアを必要とするお子様が利用されている訪問看護事業者の協力が不可欠です。お子様の安全を守り、必要な看護内容や看護師の調整を適切に行うため、また実施時間等を正確に市に報告いただくためにも、訪問看護事業者を窓口としていただくことが最も確実に円滑な方法となります。

さらに、訪問看護事業者を通していただくことで、ご家族の申請手続きが簡潔になり、負担の軽減にもつながります。

Q12. 複数の訪問看護事業者を利用できますか。

A. 船橋市と協定を締結している訪問看護事業者であれば、複数の事業者によるサービス提供は可能です。ご家族はお手元に保管されている最新の決定通知書を、新たに利用契約される訪問看護事業者の看護師に提示してください。複数事業者の利用があった場合は、市に提出する実施報告書の写しを各訪問看護事業者で共有する等して、年間の上限時間数を超えないように調整してください。

2. 家族の方向け

Q13. 利用児童の氏名に変更が生じた場合、市内での住所移転があった場合に、どのような手続きが必要ですか。

A. 届出が必要になります。家族の方は、速やかに「船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業 利用登録（変更・更新）申請書（要綱第1号様式）」を訪問看護事業者の看護師に提出してください。

Q14. 年度更新の手続きは必要ですか。

A. 医療的ケアが必要な子どもの状態像は年齢によって大きく変わるため、毎年度の更新手続きをお願いします。毎年度6月中旬に市から訪問看護事業者宛てに更新の案内をお送りします。ご家族は「船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業 利用登録（変更・更新）申請書（要綱第1号様式）」を訪問看護事業者から受け取り、ご記入の上、速やかに訪問看護事業者の看護師に提出してください。

Q15. 市外に転出した場合や、医療的ケアが必要でなくなった場合にはどのような手続きが必要ですか。

A. 市外へ転出された場合や、医療的ケアが不要となった場合は、本事業は利用できなくなります。なお、それに伴う手続きは必要ありません。

Q16. 利用決定通知書を破損してしまった場合や損失してしまった場合は、どのような手続きが必要ですか？

A. 利用決定通知書を破損、紛失された場合は、市へご連絡ください。協定事業者と連携し、対応します。

3. 訪問看護事業者向け

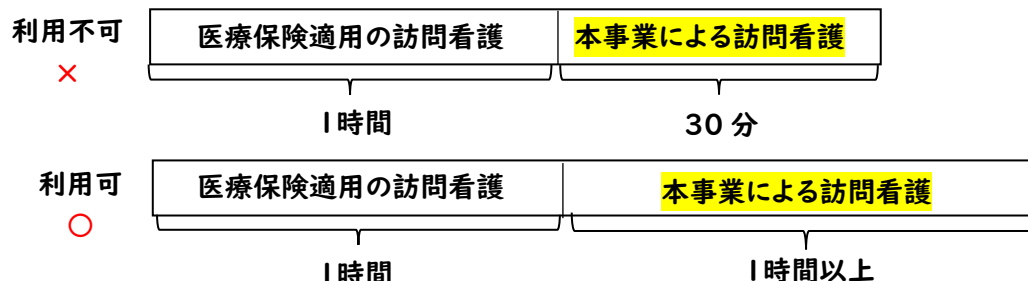
Q17. 訪問看護事業者の利用者の中に、事業の対象者がいる場合、事業者登録は必須ですか。

A. 本事業を利用するためには、事業者登録（協定締結）が必須となります。事業者の利用者に本事業の対象者がいる場合、事業者登録をしていただくことで本事業の利用が可能となります。登録要件を満たしている訪問看護事業者におかれましては、事業者登録の御協力をいただけますと幸いです。

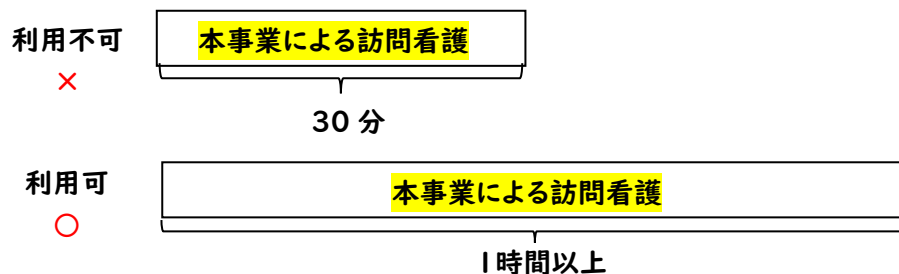
Q18. 具体的な利用イメージを教えてください

A. <例>

・医療保険適用の訪問看護の実施後に本事業を利用した場合



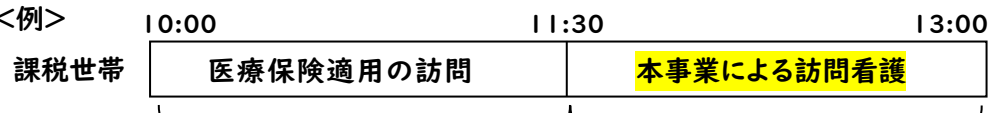
・本事業を単独で利用した場合



Q19. 助成額は、どのように計算され、どのように支払われますか。

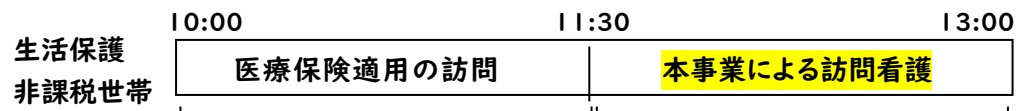
A. 助成額は、1時間あたり基準額 10,000 円とします。助成額は、訪問看護事業者からの請求に基づき、自己負担分を差し引いた額を市が訪問看護事業者に支払います。

<例>



医療保険での請求
医療保険での自己負担

○1時間30分の利用
<サービス提供料の算定>
1時間 10,000 円+30分 5,000 円=15,000 円
<利用者負担>
300 円(1時間)+150 円(30分)=450 円
【訪問看護事業者への助成額】
15,000 円-450 円=14,550 円



医療保険での請求
医療保険での自己負担

○1時間30分の利用
<サービス提供料の算定>
1時間 10,000 円+30分 5,000 円=15,000 円
<利用者負担> 0円
【訪問看護事業者への助成額】
15,000 円-0円=15,000 円

Q20. 1回あたりの利用可能時間は、「1回1時間以上、以降30分単位」とのことですが、本事業を100分(1時間40分)利用した場合の助成額はいくらになりますか。

A. 1時間を超えたサービス提供については30分あたり 5,000 円とし、30分に満たない場合は切り捨てて計算します。そのため、100分利用した場合の助成額は、90分の 15,000 円から自己負担額を差し引いた額となります。

Q21. 本事業によるサービス提供時に利用者の容態が急変したときなど、事前に予定していたサービス提供時間よりも短い時間での提供となった場合、助成額はどのように算出されるか。

A. 本事業における助成額は、実際のサービス提供時間に基づき決定されるため、結果として提供時間が1時間に満たなかった場合は、助成ができません。

なお、急変時の対応の際に別途費用が発生した場合、そちらも助成対象外です。トラブル防止のため、参考として作成している契約書ひな形の第6条第3項を参照のうえ、契約時に別途取り決めを行うことを推奨しております。

Q22. 土日や祝日、夜間にもサービスの提供をしてもよいですか。

A. 訪問看護事業所において、土日や祝日、夜間にサービスを提供できる体制が整っている場合は可能です。ただし、助成額の割り増しはございません。利用者の安全確保や緊急時対応などを十分に考慮した上で、事業所内での体制の整備をお願いいたします。

Q23. 医療保険における長時間訪問看護加算の対象となる医療的ケア児に訪問看護を行った場合、どの時間からが本事業の対象となりますか。

A. 医療保険の長時間訪問看護加算と本事業は同時に請求できません。健康保険法の適用での訪問看護時間と連続して本事業を利用する場合は、1時間30分を超えた時間からが本事業の対象となります。

Q24. 利用時間を超過した場合の費用や交通費等を、利用者から徴収することは可能でしょうか。

A. 可能です。訪問看護事業者とご家族双方の合意がある場合に限り、徴収することができます。ただし、これらの費用負担については、事前にご家族に対して十分な説明を行い、同意を得た上で実施してください。また、徴収する費用の内容や金額については、明確にし、書面等での確認を行うなどの対応をお願いいたします。

Q25. 本事業による訪問看護を実施した場合、どのように市に請求すればよいですか。

A. 本事業による訪問看護を実施した月の翌月15日までに、「船橋市医療的ケア児在宅レスパイト(家族の休息)事業 サービス提供記録票(要綱第9-1号様式)」および「船橋市医療的ケア児在宅レスパイト(家族の休息)事業 実績報告書(要綱第9-2号様式)」を添えて、「請求書(要綱第10号様式)」を市に提出してください。